

## 平成 23 年第 2 回にかほ市議会定例会会議録 (第 4 号)

### 1、本日の出席議員 ( 20 名 )

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 伊 東 温 子 | 2 番  | 鈴 木 敏 男 |
| 3 番  | 奥 山 収 三 | 4 番  | 佐々木 弘 志 |
| 5 番  | 竹 内 賢   | 6 番  | 伊 藤 知   |
| 7 番  | 宮 崎 信 一 | 8 番  | 飯 尾 明 芳 |
| 9 番  | 佐々木 正 明 | 10 番 | 小 川 正 文 |
| 11 番 | 竹 内 睦 夫 | 12 番 | 村 上 次 郎 |
| 13 番 | 市 川 雄 次 | 14 番 | 菊 地 衛   |
| 15 番 | 池 田 甚 一 | 16 番 | 加 藤 照 美 |
| 17 番 | 池 田 好 隆 | 18 番 | 佐 藤 元 昭 |
| 19 番 | 齋 藤 修 市 | 20 番 | 佐 藤 文 昭 |

### 1、本日の欠席議員 ( な し )

#### 1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 細 矢 宗 良 班 長 兼 副 主 幹 佐 藤 正 之  
副 主 幹 佐々木 孝 人

#### 1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

|                              |           |                   |         |
|------------------------------|-----------|-------------------|---------|
| 市 長                          | 横 山 忠 長   | 副 市 長             | 須 田 正 彦 |
| 教 育 長                        | 渡 辺 徹     | 総 務 部 長           | 齋 藤 隆 一 |
| 市 民 福 祉 部 長                  | 木 内 利 雄   | 産 業 建 設 部 長       | 佐 藤 家 一 |
| 教 育 次 長                      | 佐 藤 知 公   | ガ ス 水 道 局 長       | 阿 部 誠 一 |
| 消 防 長                        | 下 居 和 夫   | 会 計 管 理 者         | 森 鉄 也   |
| 総 務 部 総 務 課 長                | 阿 部 均     | 企 画 情 報 課 長       | 齋 藤 均   |
| 財 政 課 長                      | 須 藤 金 悦   | 生 活 環 境 課 長       | 須 藤 正 彦 |
| 子 育 て 長 寿 支 援 課 長            | 齋 藤 美 枝 子 | 商 工 課 長           | 森 孝 良   |
| 農 林 水 産 課 長                  | 金 子 勇 一 郎 | 観 光 課 長           | 武 藤 一 男 |
| 学 校 教 育 課 長                  | 佐 藤 清 和   | 教 育 委 員 会 総 務 課 長 | 長 谷 山 良 |
| 白 瀬 記 念 館 長                  | 北 村 正     | 建 設 課 長           | 佐 藤 正   |
| 消 防 本 部 消 防 次 長<br>兼 総 務 課 長 | 阿 曾 時 秀   |                   |         |

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第4号

平成23年3月7日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第4号と同じ

---

午前10時00分 開 議

●議長（佐藤文昭君） ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

始めに、2番鈴木敏男議員の一般質問を許します。2番鈴木敏男議員。

【2番（鈴木敏男君）登壇】

●2番（鈴木敏男君） おはようございます。会派代表質問、あるいは一般質問と、今日で3日目の質問でございますが、どうぞひとつよろしく願いいたします。

今回は大きな項目としては3点の事項についてのお伺いでございます。

まずは、災害の対策についてであります。今回、何人かの同僚議員からも大雪につきましては質問がなされましたし、市内の被害も報告されました。当にかほ市ではけがをされた方、あるいは家屋の損壊や農業関連の施設にも被害があったようであり、被害を受けられました皆様にはお見舞いを申し上げますとともに、けがをされた方には一日も早い快癒を、そして家屋や施設に被害のあった皆様には早期の復興を願うものであります。また、今年の除雪にかかわりましたオペレーターの皆さんや関係者の皆様には、寝る時間、あるいは食事の時間も満足にとれないような状態だったように伺っており、除雪にかかわりました方々、それに適宜誘導に当たられました当局各位には、その御労苦に深甚なる感謝を申し上げる次第でございます。

こうして思うのは、まさしく雪が及ぼす生活への影響であります。雪は大きくは一つの資源であり、また、我が町の美田を潤す財産ではあるものの、そのバランスを崩しますと災害になります。幸い当市においての人命にかかわる事故はなかったものの、降りしきる雪になかなか除雪が来られない、捨てる場所がない、そんな声を聞いたのは私一人ではなかったと思います。言うまでもなく災害がなく、安心・安全に暮らすことは市民にとっては切実な願いです。

そこで当局にまずお伺いしたいのは、今年の雪は予算をはるかに超えたものであったものの、果たして市民の要望、要請にこたえることができたのか。また、除雪や排雪にはどのような指示がなされてあったのか、特に災害警戒部から災害対策本部への移行後の対応は、どのようなものであったのかお伺いいたします。そして今冬のこの大雪に対しては、市民からどんな要望、あるいは要請があったのかもあわせてお尋ねいたします。また今後、再び大雪に見舞われた場合、どのような対策の必要性を感じとられたのかもあわせてお伺いをいたします。さらには、我が集落では数日、村なかにある防火水槽までに車が入るのが大変だった状態もございました。消防との連絡はいかがなものであったでしょうか。災害に強いまちづくりを一つの目標に掲げているまちとして、これまでは地震、あるいは火山の噴火、津波、水害など自然災害に対する策を講じておりますけれども、これに雪害に対する課題をも今後は取り上げるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

なお、今季は融雪のおくれも想定されておりますので、その対応にもおくれのないような対策をお願い申し上げたいというふうに思います。

次に、火災に対してであります。今年早々に火災によって亡くなられた方が1月の火災としては過去5年間で最多との報道がなされました。当市ではそのような火災はなかったようですが、言うまでもなく火災は財産を失うばかりでなく生命の危険にも及ぶ災害であります。こうした火災を初期段階で察知し、生命、財産の喪失を減らそうと御承知のように消防法が改正され、6年からは新築の住宅には火災警報器の設置が義務づけられました。また、既存の住宅では今年6月からは必ずこの警報器の設置をしなければならなくなりました。報道によりますと、火災に遭った住宅に火災警報器のなかった場合が多かったというふうに報道をされております。当市ではひとり暮らしの場合などに補助を出したり、あるいは設置を促したり、また、広報で設置についての啓蒙もしておられますが、現在この火災警報器の設置率はどのくらいでありますでしょうか。特に集合住宅の設置数が何か低いように伺っております。そこはなかなか消防団員では手が回らないことも考えられますけれども、別の手だても必要かというふうに考えます。また、高齢者のひとり暮らしや二人暮らしの場合が大変心配されます。今後の設置率を図るためにどのような対応を検討されているのかもあわせてお伺いをいたします。

災害は、いつ、どのようなときに、どのような形で発生するか想像ができません。したがって、対応の一つとして、情報が一斉に広域的に通報させることとして当市ではデジタル防災行政無線が設置され、この4月からは運用が開始されます。その効果が期待されるものであります。災害がないのにこしたことはありませんが、こうした備えは大いに評価いたします。

ただ、ここでいう災害とは、どのような事態を想定されているのか、また、そのような情報をどこからどのように得て対応されるのか、また、その得た情報を市民にどのような形で伝達されるのかをお伺いいたします。

次に、大きな二つ目の質問でございますが、ごみ処理施設の整備についてのお伺いでございます。

質問の②につきましては詳細なスケジュール表を定例会に先立ちましていただいておりますので、この部分につきましては、もし補足的なものがあたらお聞かせをお願いいたします。

さて、さきの市政報告で、ごみ処理施設の建設では、秋田県ごみ処理広域化計画に基づき、平成

18年度から由利本荘市と協議を進めてきたが、結果としてその条件となる平成23年3月までに建設場所や住民の同意を得ることは厳しくなった。このことから当市単独での施設の整備をする事になった旨の報告がございました。そして平成28年4月1日を稼働目標とするということを表明されております。この件についてお伺いをさせていただきます。

昨年の9月定例会では、同僚議員の質問に対して、基本的には両市で広域的に取り組むことを答弁されておりました。しかし、その後になって当市単独での建設を表明され、今般の市政報告では今後のスケジュール表まで報告をいただいております。これまでに至った経緯をリアルにお聞かせをお願いします。

また、これに伴って平成23年度は計画作成等の業務委託料の計上がなされ、先ほど言いましたけれども稼働予定までの大まかなスケジュールが出されました。ただし、建設にいたっては御承知のとおり県南のまちではさまざまな問題が表面化し、場所の決定ができないような状態でもありますので、そのようなことが生じないように説明や協議を十分に尽くされることを期待するものであります。

ところで、年々かさむごみ問題については大変憂慮されるところであり、まずは減量化対策が肝要かと存じます。さきに同僚議員の質問では、市長のほうでは有料化は考えていないと。施設の建設に当たっては、そのことも含めて検討委員会を立ち上げる旨の答弁もありましたけれども、今後は減量の一方法として利用者の負担を取り入れることも考慮する時期かと考えますが、市長のごみ問題に対する見解のほどをお伺いいたします。

次に、三つ目でございますが、農業振興方策についてお尋ねいたします。

今年の水田の転作率は、かつてないものになりました。昨年から増加した分は備蓄米での対応もあるように伺ってございますけれども、こうしたことに加え、下がり続ける米価の問題、また、後継者問題、なかなか進まない農地の集約化など、農業、農家を取り巻く環境は厳しく、枚挙にいとまのないほどでございます。さらには国のTPP参加の問題も含め、暗雲漂っている状態と申し上げるべきでしょう。しかしながら、農業の振興は当市にとっては極めて重要な問題でもあります。こうしたことを踏まえ、市長に当市の農業振興についてお伺いをいたします。

始めに、産業の位置づけとして農業に対する見解をお伺いするものでございます。また、こうした中で平成23年度はどのような農業振興策を講ずるお考えか、あわせてお伺いをいたします。

また、平成23年度は総合発展計画前期を締めくくる年度でもあります。その年度を前にした農業振興主要施策の中でうたっておりました担い手の育成、あるいは複合経営の推進、循環型農業の推進などの達成などはどれぐらいのものかお伺いをいたします。特に今後のさまざまな課題に、どのような形で推進されていくお考えかもあわせてお伺いをいたします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） おはようございます。

それでは、鈴木議員の御質問にお答えをいたします。

始めに、私のほうからはごみ処理の建設についてお答えをいたします。

その経緯でございますが、国の方針に基づきまして策定された秋田県ごみ処理広域計画に基づきまして、1市10町時代から新しい施設を整備していこうということで話し合いを始めたわけではあります。ただその当時は平成の大合併、この問題がありまして協議を中断をしたわけでありませぬ。その後、2市が誕生したことから、平成18年4月、由利振興局の福祉環境部が由利本荘市とにかほ市と、そして本荘由利広域市町村圏の担当者を招集して、このごみ処理についてはどうするかという話し合いが持たれたところでありませぬ。そして6月にごみ処理施設の広域化を進めると。進めるためには検討委員会を立ち上げましょと、そういう話になりまして同年の11月に第1回のごみ処理広域化検討委員会を立ち上げまして協議が始まったところでありませぬ。平成19年度においては9回、平成20年度においては6回、そして平成21年度においては4回の協議を重ねてまいりました。しかしその後、由利本荘市から平成25年度供用開始計画案の新ごみ処理施設の建設を、諸般の事情から平成30年度まで事業を延ばしてほしいと、そのような要請がございました。しかし、にかほ市としては施設の老朽化が大分進んでおりますし、また、年々維持費も1億円を超えるような維持費をかけていることから、何とか早く2市で処理施設を建設しようということをお私の方から申し入れましたが、由利本荘市では万が一にかほ市のごみ処理施設が使えないような状態になれば、由利本荘市の施設でそのごみの処理を引き受けるという話もございまして、やむなく了承をしたのが現状でございます。その後、由利本荘市の市長が長谷部市長にかわりまして。かわりましたので、再度、早期建設に向けての取り組みを申し入れましたけれども、由利本荘市では現在の由利本荘市の処理を機関改良して、要するに内容をもう一回改良して、設備環境を改良して、にかほ市のごみを受けながら将来的には新しいごみ処理施設を建設しようというふうな内容の案が提示されまして、これも了承したわけでありませぬけれども、その数箇月後、これについてはいろいろ事情があったと思ひます。にかほ市のごみを受けるといふふうなことも、なかなか問題が、地域からの地域感情もあつていろいろな問題があつたのではないかとと思ひますが、この話もできないといふふうな話になりました。じゃあうちのほうは、もし故障すればどこでもごみを受けてくれる、臨時的には受けてくれるかもしれませぬけれども、永久的な形ではできませんので、やはり何としても早期に広域化に向けた施設の整備をしていこうということで再度申し入れをいたしました。そしてその申し入れによって平成22年の8月に両市の市長、副市長、総務部長、担当部長で構成する、ごみ処理施設整備推進会議が設置されまして会議が行われたところでありませぬ。この会議においては、改めてにかほ市の処理施設の現状をよく説明して、当然老朽化している、由利本荘市の施設とは12年の差があります。うちのほうは12年古いのです。ですからそういうお話をして、そして年間の維持経費も1億円ぐらゐ施設整備の補修にかかっていると、そういう現状をよくお話をして、またできれば、できればというよりも平成27年度までには合併特例債を活用できますので、平成27年度までに事業が完了して平成28年の4月に供用開始できるような施設整備をにかほ市から由利本荘市に対して要請をしたところがございます。しかし、11月に開催された2回目の会議では、由利本荘市からは平成28年度の新しい施設の稼働については、いろいろ検討した結果できないという回答があつたことから、このまま協議を進めていてもなかなか由利本荘市と広域化した施設の整備は無理だろうと、相当長い時間かかつていくだろうといふふうにして判断をして、にかほ

市単独での事業を決定し、議会のほうに報告をさせていただいたところであり、これが経緯、経過でございます。

次に、農業に対する見解についてでございます。

にかほ市は、御承知のように県内でも有数の製造業への依存度が高い地域でございまして、現在、にかほ市における農家戸数は1,124戸で全世帯の約11%となっております。また、農家の中でも製造業など他の産業に従事しながら農業を営んでいる、いわゆる兼業農家が86%を占めているのが現状でございます。これまでににかほ市は農工一体のまちとして、農業や製造業がともに重要な産業として労働力と所得を支えながら発展を遂げてまいりました。しかしながら近年、製造業が構造的な不振などから地域全体の活力が低下し、大変心配される状況にあります。

このことから製造業の業績回復への期待はもちろんでございますが、農業は食料を供給する産業としてだけではなく、良好な農村社会を形成し発展していくためにも、農地が持つ多面的な機能を維持、保全していくことは非常に大切なことと考えております。

しかし、先ほど御指摘のように農業を取り巻く環境は、農産物の価格の低迷や、あるいは担い手不足、そして輸入の自由化の拡大問題などもございまして、大変厳しいものがございます。しかしながら、世界的には人口が急激に増加し、また、振興国での所得レベルが上がっていけば、将来的に日本へ安定的な食料が輸入されることは難しくなると考えますし、食料に対する安全保障を確保することは厳しいのではないかなど思っております。今、農家の皆さんにとっては大変厳しい状況ではございますけれども、農業は国民の命を守る大切な産業として使命感を持って、また一層創意工夫を重ねながら地域の持つ潜在力を高めて農業を主要な産業として取り組んでいただきたいと思います。

当然ながら国は農業が持続的に発展できるような支援策の強化はもちろんでございますが、私どもも行政も農家の経営体の体質強化などに一層努力を重ねてまいりたいと思っております。

次に、減反が増える中での農業振興についてでございます。

平成23年産米の転作率は平成22年の31.2%に全県一律引き上げの2.9ポイント、この2.9ポイント上昇したということの経緯については、前に質問された議員にお答えしておりますので省略させていただきますけれども、2.9ポイントと全県での縮小分0.9ポイント、これを加わって35%の配分となりました。このことについては先般開催した、にかほ市水田農業推進協議会を通して各農家に転作率の配分を行ったところであります。

にかほ市は県内最大の転作率拡大の結果を受けまして、現場では深刻な影響が懸念されることから、平成23年度当初予算に新たにもみ殻補助暗渠による排水対策事業の創設や、これまでの転作田排水対策事業の支援策の拡充など、野菜や花き、大豆、そばなどの複合作物の生産性と品質を高めるための施策を重点事項として位置づけまして予算をお願いしているところであります。

また、これまで行ってきた土づくり実証米による、売りきる米づくりへの支援や転作作物の種子代助成などについて、引き続き支援を行ってまいりたいと思っております。

一方、水田農業推進協議会では、転作面積の配分決定とあわせて、転作に交付される国の交付金の取り扱いなどについても協議を行っているところであります。転作拡大の対応策としては、面積

が136ヘクタール拡大されますので、先ほどこれもお話ありましたが、稲作、稲を植えたままで転作面積としてカウントできる備蓄米への取り組みを行うこととして協議をしたところでございます。この協議会では、にかほ市独自で単価を設定して、地域で振興する転作作物への交付金が可能な、国からの交付金として産地資金約7,200万円ほどがくる予定になっております。この7,200万円を活用して備蓄米への支援のほかには大豆やそば等の集団転作への支援、あるいは担い手による重点野菜や花きの作付拡大を図る農家などに支援をしていくことにしております。

次に、農業振興主要施策の達成度についてでございます。

にかほ市総合発展計画前期基本計画で農業関連では主要施策を農業基盤の整備、担い手の育成、複合経営の推進、市場性の高い産地づくり、循環型農業の推進、地産地消の強化の六つの柱を位置づけて、それぞれの分野で具体的な対策をこれまで講じてきたところであります。

1 点目の担い手育成については、基本計画の中でも特に目標とする指数を設定して、目標の具体化に向けて方策を講じてきたところであります。その内容としては、認定農業者数でございますが、5年前の235人から平成23年度の目標を260人と設定しておりましたが、現在は293人で目標を達成しております。このことは平成19年度からスタートした水田経営所得安定対策による担い手支援の集中化と担い手育成は特に市において重要な課題と位置づけて、ハード、ソフト両面から担い手の経営発展を支えてきたことが大きな要因であると考えております。

また、農業生産の組織数を5年前の1組織から平成23年度の目標を40組織としておりますが、現在、集落営農組織26組織——いろいろこの集落営農についてもいろいろ課題はありますが、現在26組織、それから農業生産法人として設立されたのが2組織、大豆やそばの転作集団が6組織で、合わせて34組織となっております。目標の40組織には届いてはおりませんが、集落営農組織などにかほ市農業の中核をなす重要な担い手と位置づけて施策を講じてきたことから、現在、市内農地の約4割をこうした組織が集約している状況であります。引き続き法人化の促進や多角的な経営の強化などに支援してまいりたいと思っております。

次に、2点目の複合経営の推進についてであります。

にかほ市の農業構造は、多数の農家が製造業などに従事しながらの水稻単一経営となっております。米の価格が下げ止まらない中で農業所得の向上を図るためには、野菜や花きなどの複合経営の推進も重要な施策の柱となっております。平成18年度の野菜、花きなどの販売実績でございますが、1億8,000万円ほどございましたが、平成21年度の実績では2億3,000万円と、4年間で3割ほど複合作物の分野で売上げを伸ばしております。特にネギ、アスパラガス、花き類など、にかほ市や農協が拡大を目指している品目の伸びが大きく、担い手の経営発展とあわせた複合経営の推進が一定の成果を上げているものと、そのように評価をしているところであります。

最後に、循環型農業の推進についてであります。

秋田県が認証する減農薬栽培などの取り組みが一部では見られますが、畜産堆肥など有機質資源の循環利用などは、畜産農家が減少傾向にあることや労力面や品質の安定化の課題もございまして大きな成果を上げてはおりません。また、秋田しんせい農協がこれまで統一した土づくり肥料の使用による土づくり実証米による売りきる米づくりに軸足を置いてきたことも要因の一つであろうか

と思います。

一方、秋田しんせい農協は、にかほ市と由利本荘市の支援を受けて、農山漁村活性化プロジェクト事業交付金を活用して、ペレット堆肥の製造施設と種子温湯消毒施設を建設しております。これにより地域内の堆肥をペレット化し、ほ場への使用を容易にすることが可能となりました。また、種子の温湯消毒により農薬の使用回数を削減する仕組みを構築されたことから、環境に負荷を与えない資源循環型農業を進めながら環境保全米として有利販売を行う上で大きく前進したのではないかなど、そのように考えております。

他の質問については担当の部長と消防長がお答えをいたします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤家一君） 私からは災害対策についての①番についてお答えいたします。

冒頭の市長の市政報告等と一部重複するような形になりますけれどもお答えしていきたいと思っております。

最初に、今季の大雪に対して万全な体制であったかの御質問でございます。

今季の除雪は、市道延長 860 キロメートル、路線数 2,159 のうち 318 キロメートル、830 路線を除雪する計画といたしておりました。今季除雪機械の体制ですけれども、タイヤドーザーが 38 台、大型ロータリー車が 2 台、小型ロータリー車 5 台、グレーダー 1 台、トラクターが 6 台、ハンドガイドが 13 台、そのほかに凍結防止剤の散布車などで全体で 69 台の体制で除雪作業を行ってまいりました。

作業については、仁賀保地区の釜ヶ台地区が 12 月の 10 日から始まりまして、16 日からは市内の全路線で除雪機械が稼働し、12 月の総稼働時間は 1,164 時間で、ほぼ平年並の稼働日数と稼働時間であったわけです。しかしながら、1 月に入りまして雪が毎日のように降り積もり、すべての除雪機械が毎日フル稼働して対応しておりましたけれども、除雪が間に合わないほどの記録的な豪雪となりまして、1 月だけでも除雪車の稼働時間は 8,273 時間となり、昨年に比べて 4.1 倍、平成 18 年の豪雪と比べましても 3.4 倍も多く、これまで経験したことのないものでありました。1 月の中旬からは積雪量が多いことから排雪作業も同時に始めております。2 月に入りまして急に気温が上昇したこともあって、さらに雨により雪が一気に解けたことから、ほとんどの道路で、もう道路がザブザブ状態になり、それに加えて苦情も相次いでおります。そのことから、市民の安全・安心を最大限優先し、市内全域において排雪作業に朝早くから夜おそくまで全力で当たってまいりました。排雪に要した重機等の延べ数は、ダンプトラックが 819 台、バックホーが 426 台というふうな状況で、予想をはるかに上回るものでありました。

次に、今季の大雪に対して万全な体制であったかの御質問であります。

市の職員も誠心誠意市民の皆様の要請にこたえてきたつもりではありますが、大雪と急に雪が解けたことが重なったこともありまして、除雪機械やダンプトラックなども不足し、各集落からの除排雪要請にこたえるには予想外に時間がかかり、市民の皆様には大変御不便と御迷惑をおかけしたところでもあります。

次に、市民からの苦情、要請はどんなものがあつたかということでございます。



除排雪に関する苦情は681件、主なものとして、除雪要請が192件、除雪車、あるいは排雪が来ない、あるいはおそいというような苦情が144件、除雪の仕上がりが悪い、家の出入り口に雪が置かれているというような苦情が108件、それから、その排雪要請が89件、交差点など視界が悪いが50件、道路がザブザブして車のはまって動けない、そういうものが39件ありました。苦情については電話連絡の都度、職員が現場に出向きまして懇切丁寧に聞き取り調査を行いまして、その対応に努めてきたところであります。

今後の課題でありますけれども、今季のような大雪になることは予知でき得るものであれば事前に除雪機械等のリース車を増やすとか、あるいはオペレーターを確保することも可能かもしれませんが、なかなか難しい問題があります。仮に機械をリースした場合、使っても使わなくても約1台当たり135万円のリース料がかかります。今季のうちのほうで機械リースしている合計額が15台で約2,000万円かかっております。それから、地元の業者数の減少、さらにオペレーターの確保も難しく、これ以上の除雪を引き受けてもらえるのかという課題がございます。

今回の豪雪では集落内の道路を地域住民が自前のトラックやトラクター等を出し合い、ボランティアで排雪作業を委託した業者と一緒に取り組む、作業効率を上げていただき、通行の確保を図っていただきました。また、市では個人が所有している小さなタイヤショベル、あるいはトラクターを借り上げて排雪作業をお願いしたところ、小回りが利き、大きな成果を上げることができました。これらの教訓を今後の除雪体制に生かして、市民の皆様が安全・安心に生活できるよう冬期交通の確保に努めてまいりたいと思っております。

それから、消防との連携はいかがかということでございます。

消防署では、たびたび防火水槽のマンホールの位置や消火栓の位置を確認しておるようで、除雪による問題が生じた場合は、すぐに連絡が建設課のほうに入ります。例えば、除雪によって防火水槽の位置が分からないので排雪するように依頼、そういう依頼、あるいは何々小路の除雪が悪いから見てくれないかというような連絡、そういうものがたびたび建設課のほうに寄せられております。課としてはその都度、職員が現地に出向き、確認して対処してまいりました。今後とも消防とは連携を図りながら対応してまいりたいと思います。

それから、質問の中に対策本部設置後、どのような指示があったかでございます。

対策本部では、それぞれの所管、建設課、あるいは福祉サイドのそのときどきで抱えている問題、そういうものを出し合いまして、それに都度対応するようにという指示がされております。例えば、その高齢者宅の玄関から道路までの排雪等の対応、緊急雇用事業臨時職員の有効活用、それから部落で、集落で普請等を行った場合はトラック、あるいはトラクター等の借上料の支出をして排雪効果を高めようと、なかなか進まない排雪作業の効率を上げるため、そういうふうなことも考えようと。それから、町内については課、あるいはその班を超えて、この豪雪に対応しなさいと。あるいは、相談窓口については担当建設課のみにあらず、その各センターでの窓口を開設しなさいなどの指示がされております。

それから、今後このような大雪に対してはどのように対処していく考えかという御質問でございます。

最大の効果は機械の増設、あるいはオペレーターの確保が何よりその効果を発揮するわけでございますけれども、先ほど申し上げましたようにリース料、それからオペレーターの確保、それから対応業者の数、そういうものが課題であります。このことについては業者さんと再度協議してまいります。

それから、やはり排雪体制の強化だと思います。このことについても市内 25 業者おりますけれども、今季の排雪に対応いただいた業者が 16 社、班編成にすれば 26 班で動いております。この体制も今後増やせるかどうか、業者とも協議してまいりたいと思います。

それから、排雪機動力が一番あるのは、やはりロータリー車でございます。社会資本整備の交付金事業、これを利用し、ロータリー車の購入ができないかというものを現在県とも協議いたしております。今年がかなわなければ来季の導入に向けて雪管計画のほうにも盛り込んでおりますので、そういうふうな形で対応してまいりたいと思います。以上であります。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、消防長。

●消防長（下居和夫君） 私からは②の住宅火災警報器の設置状況と今後の対応策についてお答えをいたします。

にかほ市消防本部では、これまで平成 21 年 7 月から平成 22 年 10 月までの間に 5 回ほどの設置率のアンケート調査を行ってまいりました。これまで 1,500 世帯のアンケート調査に対しまして回答数は 1,122 世帯であります。昨年 10 月に 5 回目の調査によりますと、このときは 300 世帯に調査を実施いたしました。設置率は 45.7%となっております。新築の設置状況であります。消防法改正の平成 18 年以降の新築住宅には、すべて設置されていることとなります。この件数は届け出数からして 436 件であります。

また、福祉事務所による住宅火災警報器給付事業、この給付事業は生活支援をする生活保護世帯、高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯の低所得者世帯、合わせて 896 世帯に設置しております。

また、ガス水道局においても平成 18 年 10 月より都市ガス用複合型火災警報器のリース事業を実施しております。現在の設置台数は 420 台となっております。

それから、共同住宅の設置状況でありますけれども、民間の共同住宅は 863 世帯中 392 世帯が設置をしております。また、市営住宅に関しましては、全戸に設置済みであります。

今後の対応策といたしましては、設置率を上げるために設置が義務化されることの周知の徹底に努めてまいりたいというふうに考えております。内容としては、広報誌への掲載、消防署員、消防団員による防火教室、あるいは各集落での総会、あるいは集会等における普及啓発活動、住宅警報器の効果事例などを周知し、共同購入の推進を行っていききたいというふうに考えております。また、義務化後についても同様の対策を引き続き実施してまいりたいというふうに考えております。以上であります。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

●総務部長（齋藤隆一君） 防災無線関係についてお答えをいたします。

防災行政無線整備事業、これにつきましては合併協議会が策定しました新市まちづくり計画、あ

るいは合併後に策定されたにかほ市総合発展計画の中で、災害に強いまちづくりを進めるための主要事業と位置づけられまして、平成 19 年度には基本設計、平成 20 年度には実施設計、平成 21 年度・平成 22 年度の 2 ヶ年にわたって施設整備事業と順調に事業が進みまして、いよいよ平成 23 年 4 月から運用が開始されることとなりました。その都度、議会に対しましては議案説明や質疑、一般質問や委員会審議などを通しまして事業の内容、システムの運用、ほかの防災関係機関との連携などについても御説明して、また、議会からもさまざまな御意見、御提案もいただいたところでございます。最近の例では 6 月定例会で緊急情報メール配信システム、これの構築の御提案をいただいたところでございます。

御質問は、どのような情報をどこから得て、どのように市民に伝達するかであります。以前にもお答えしておりますが、気象情報を例にとりますと、注意報や警報などの情報を気象庁から受けまして、その情報や実際に町内会や市民の皆さんから入ってくる情報、それから現場からの報告、これなどをもとにしまして避難準備、避難勧告、避難指示などの判断を市長が行いまして、必要な場合には屋外に設置してあります防災無線で放送して市民に伝達をいたします。

また、御提案をいただきました緊急情報メール配信システムによりまして、あらかじめメール登録されている方については、同じ情報を携帯メールに配信することも可能でございます。

テロ攻撃や武力攻撃事態などにつきましては、消防庁から情報を得まして J - A L E R T —— 全国瞬時警報システムによりまして人工衛星を介して瞬時に放送されます。津波警報などの気象庁から配信される緊急情報についても瞬時に放送されることになっております。

市長が市政報告で申し上げましたとおり、市民への情報伝達は市役所の防災危機管理センター無線統制室から一元的な運用管理を行いまして、行政、災害、国民保護情報を迅速かつ的確に市民に伝達をしております。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（木内利雄君） ごみ処理施設の建設についての御質問にお答えいたします。

始めに、平成 28 年 4 月 1 日までのごみ処理施設建設事業に係るスケジュールについてでございます。説明資料としてさきにお渡ししておりますので、そちらを御覧いただきたいと思います。平成 23 年度は、主に適地、場所の選定や地質調査などの各種調査を行います。また、P F I 導入可能性調査や一般廃棄物処理基本計画などの計画策定年度となります。平成 24 年度は、環境アセスの生活環境影響調査や事業者選定業務などを行います。そして平成 25 年度から造成工事関連や建設工事の設計などに取りかかります。そして平成 26 年・平成 27 年度は建設工事を主体として実施いたしまして、財源となります合併特例債などの関係もありまして平成 27 年度末までの完成を目指し、供用開始は平成 28 年 4 月 1 日を見込んでおるものでございます。

次に、ごみ問題に対する見解についての御質問でございますが、平成 12 年に循環型社会形成推進基本法が制定されました。この法律は従来の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動が資源採取から廃棄に至る各段階での環境負荷を高め、自然環境の汚染、破壊を進展させていること、また、多種多様な廃棄物の排出や最終処分場の逼迫などを生じさせていることを踏まえ、廃棄物等の発生抑制、資源の循環的な利用及び廃棄物等の適正な処分が確保されることによりまして、

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会の構築を目指して制定されたものでございます。したがいまして、にかほ市といたしましてもごみ減量化、再使用、再生利用、適正処分についての取り組みを進めまして関連法令を遵守しなければならないと考えております。特に一般廃棄物については市町村の責務となっておりますので、適正処理による安全確保について配慮しなければならない重要な事項と考えております。以上であります。

●議長（佐藤文昭君） 2番鈴木敏男議員。

●2番（鈴木敏男君） 時間がなくなったので、1点だけ再質問させていただきたいと思いますが、市長からは先ほど、農業振興対策につきまして大変力強いお言葉をちょうだいしました。農業者の一人として大変喜んでいるところであります。

ところで、今定例会で農業の振興について「6次産業化」というふうな言葉がかなり出てまいりました。私もこれ大事だというふうに思っています。これを行うためには、やはりきめ細かな対応というか、こういうことが必要になるかと思えます。そこで提案でございますが、農林部署関係のところ、それなりにその対応できる担当者の設置を考えられないのかどうか、この1点だけ伺いたいします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 現在、職員数が年々少なくなっている中で、全体的な形を見ながら今提案ありましたことは検討させていただきたいと思えます。

【2番（鈴木敏男君）「これで終わります」と呼ぶ】

●議長（佐藤文昭君） これで2番（鈴木敏男議員）の一般質問を終わります。

所用のため、午前11時10分まで休憩といたします。

午前11時00分 休 憩

---

午前11時10分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番佐々木弘志議員の一般質問を許します。4番佐々木弘志議員。

【4番（佐々木弘志君）登壇】

●4番（佐々木弘志君） おはようございます。

議席番号4番佐々木弘志です。市政報告にありましたように、ニュージーランドのクライストチャーチ市のカンタベリー博物館は、にかほ市の白瀬南極探検隊記念館と姉妹館になっております。質問に入る前に、ニュージーランド地震でお亡くなりになった方の御冥福をお祈りいたします。また、負傷なされた方、被災者の皆さん、ニュージーランド国の皆さんに心からのお見舞いを申し上げます。

質問に入ります。

御存じのように地方自治法第2条④項、市町村はその事務を処理するに当たっては議会の議決を

経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならないとあります。また、にかほ市の基本計画は、にかほ市総合発展計画基本構想にかかげるにかほ市の将来像を達成するための政策体系を示すとともに、施策の目的や方針、主要事業などを示したものとなっております。

2月24日の今定例会初日の市政報告をはじめ、予算編成の概要説明などでも総合発展計画の基本方針に即して、分かりやすく報告、説明等がなされています。一定の評価をしているところであります。

そこでお伺いします。1、後期、平成24年度から平成28年度までの基本計画策定の進捗状況についてお伺いします。市政報告では、平成23年度中に策定すると述べられています。策定までの行程をお示してください。

2、後期基本計画策定に当たっての検討課題3件を提案いたします。

(1)白瀬南極探検隊記念館に研修、研究、交流、図書等閲覧並びに資料等保管施設整備について提案いたします。

提案理由を述べたいと思います。①既に図書等各種資料があふれ、他施設を利用せざるを得ない理由であると。②全国から学者、マスコミ、文筆家等視察に来られることが多いこと。③全国の教育関係者、議会、自治会関係者、小学校、中学校、高校、大学、老人クラブや生涯学習等諸団体の研修先として有望であり、その受け入れ体制として必要であること。④100周年記念実行委員会の中に情報収集調査研究委員会がありますが、さらに多くの情報、資料等が収集されつつあること。⑤市民にとってあらゆる面でチャレンジするその精神を高揚させる場にあることなどが提案理由であります。

次に、(2)海洋深層水によるまちづくり、漁業、農業等の産業振興、企業誘致、起業促進等について提案いたします。この件については、平成19年12月定例会でも提案いたしております。再度の提案になります。

御承知のように、にかほ市は海と川と山のあるまちです。その豊かな自然と資源は、まさに全国屈指であります。にかほ市は世界に誇れるすばらしいまちです。このプラス志向、本物志向の観点で海に重点を置いて提案をいたします。

海は生命誕生の場所であります。海洋深層水は、健康と美容を守るすぐれたミネラルバランスを持った体の体液に近い水と言われております。なぜ提案するのか、幾つか理由を挙げてみたいと思います。

①これからは各自治体が地域主権の名のもとに、歳入の財源を含めた自立が強く厳しく求められることになるであろうことです。②にかほ市は御存じのごとく、TDK城下町として県内屈指の経済的豊かさに恵まれております。しかし、そのことに甘えることなくバブル後の閉塞感の打破のために、TDKの好不況に左右されない地場産業の育成、振興、新規産業の創出を図らなければならないことが喫緊の課題であることです。③地場産業育成、振興、新規産業創出により、雇用業種の多様化を図ることが雇用拡大、雇用創出と、これから希少価値となる若年労働力の流出防止、さらには税収増加を図れることです。④海洋深層水は金浦地区と仁賀保地区の境の沖合いに約15キロ

メートルと県内で最も近く、約 400 メートル以下と最も深いところにあります。まさにかほ市の足元にある宝物という好条件があることです。⑤水産物の培養、飼育、魚類の鮮度保持、衛生管理、海の植林等の漁業はもちろんのこと、土壌浄化など農業や食品工業をはじめ化粧品、あるいは酒類など醸造産業等の裾野の広い多くの産業の振興、誘致につながることで、誘致作業、企業へのセールスポイントにもなります。⑥清浄性に富んだ安全な水であり、同僚議員の発言にもある鳥海山の湧水、伏流水とのコラボなど地元産物に付加価値も与えることです。⑦海岸の磯焼けを守り回復させること等、環境に寄与することです。⑧80 種類以上のミネラルをバランスよく豊富に含んでおり、健康によいことです。⑨医療、生物、エネルギーへの利用もできることです。⑩県立大学等、研究開発環境に恵まれていることです。⑪温泉にも活用でき、観光の後押しができることです、等の理由であります。

次に、(3)交流、国内外、市民、文民、産業の施設、サービスエリアと施設整備について提案いたします。

この件の提案理由について述べたいと思います。①市民がいつも集うことができるランドマークとして必要なことであります。そのことがにかほ市を愛する市民の心を一つにするという理想実現の一步となることでしょう。②国内外の人、観光客、帰郷の方を含む、その方の顔を合わせることができることです。③楽市楽座のように産業の発信の基地にすることができることです。④パーキングエリアを含むサービスエリアは、にかほ市内への導入口の役割になることです、等の理由であります。

以上、(1)から(3)、基地計画の主要事業の検討課題としてまな板の上に上げてはいかがですか、お伺いします。

3、「実施計画（平成 23 年度～平成 25 年度）は作成済みと思いますが」というふうに書いておりましたけれども、既にこの前、議会前にいただいておりますので、その主たる練り直し分と見直し分、似たような文章でございませうけれども、ありましたらお伺いします。

次の質問に移ります。小出小学校、院内小学校統合等についてお尋ねします。

1、小出小学校・院内小学校統合の現時点の状況についてお伺いします。

2、小・中・高（小中、あるいは中高）一貫校、小・中・高・大連携校を視野に入れた観点、にかほ市全小学校を考慮した観点も検討課題の一つに入れてはどうかお伺いします。

3 番目の質問に移ります。介護施設等についてお尋ねします。

1、金浦地区に整備中の特別養護老人ホーム陽光苑の状況について。(1)施設整備進捗状況について、(2)入所方法等について、(3)施設設備、サービス等業務内容について。

2、にかほ市内の今後の介護施設の整備について。(1)市が関連する施設整備計画はありますか。(2)民間独自の施設整備計画はありますか。(3)市民が最も望んでいる施設整備は何か、アンケート等で把握していますか。

3、にかほ市の充実している福祉施設、福祉サービスを首都圏在住のにかほ市出身者等に広く情報発信してはどうか。以上、お尋ねします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、佐々木議員の御質問にお答えをいたします。

始めに、にかほ市総合発展計画の後期基本計画の策定についてでございます。

御承知のように総合発展計画は、基本構想、基本計画及び実施計画から構成されているもので、平成19年3月に平成19年度から平成28年度までの10年間を基本構想とする、にかほ市総合発展計画を策定いたしました。基本構想は新市まちづくり計画——これは合併協議の段階で策定されたものでありますが、新市まちづくり計画で定められた基本理念を受け継ぎ、基本方針などを示しております。基本計画は基本構想に掲げるにかほ市の将来像を達成するための政策体系を示し、施策の目的や方針、そして主要事業などを示したもので、中期的な観点から基本構想の実現を図るために前期5ヵ年計画と後期5ヵ年計画に分かれているものであります。今回、前期基本計画の目標年次が平成23年度であることから、平成24年度から平成28年度までの5ヵ年の後期基本計画を策定するために関連予算を当初予算に計上をさせていただきました。したがって、後期基本計画は来年度において策定しますので、現時点では具体的な取り組みとしては行っておりません。

それでは、後期基本計画策定について、さきに質問された会派代表者への答弁と重複しますが、その考え方を少し述べたいと思います。

後期基本計画の策定に当たっては、現在の基本構想の理念を引き継ぎながら現状の社会経済情勢を踏まえて、基本構想の部分的な見直しも視野に入れながら新たな視点で将来を見据えた施策の方針や主要事業を示し、健全財政を基本としながらにかほ市の発展と市民福祉の向上を図るものにしたいと考えております。

また、にかほ市自治基本条例に基づき、将来の行政需要を把握することなどから、まちづくりに対する市民アンケートを実施し、市民による検討委員会での意見を踏まえて、素案段階においてはパブリックコメント等の意見聴取を行うなど、広く市民の参加を得たいと思っております。どうぞ議員の皆さんからもいろいろな面で御意見を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、基本計画策定に当たっての検討課題3件についてであります。

後期基本計画策定の進め方については、先ほど申し上げましたように市民からのまちづくりアンケートや住民検討委員会での意見を踏まえて、基本計画に掲げる主要事業等を計画してまいりたいと考えております。したがって、御提案の検討課題3件についても、基本的には検討委員会の中で検討をさせていただきたいと思っております。

そこで、御提案の検討課題について少し申し上げますが、白瀬南極探検隊記念館に閲覧場所や資料等の保管施設の整備についてでございますが、現状をですれもう一度よく見ながら、恐らくは増築という考え方であろうと思っておりますので、検討させていただきますが、資料保管は別にしましてもいろいろな人が来たときに、いろいろな会合を持ったりそういう場所がそこでなければだめなのかということの議論にもなるかと思っております。そうしたことも含めて検討をさせていただきたいと思っております。

次に、海洋深層水によるまちづくりについてでございます。

先ほどお話ありましたように、平成19年の12月の定例会において佐々木議員から同様の質問を

受けてお答えをしたところであります。このときは金浦地区のまちづくり交付金事業の中で絡めていけないかと、計画の中に取り組んでいけないかというふうな御質問でありましたけれども、佐々木議員の提案趣旨については理解をするところであります。

海洋深層水には洗浄性が高いことなどを先ほどいろんな効果、効用などがお話ありましたが、現在も大学や食品研究所、衛生研究所などで専門分野での産業利用にどうできるかということの研究もまだまだ進められている状況だと伺っております。こうした中での漁業や農業分野での活用、健康増進分野での活用から化粧品、飲料水などとして商品化も図られていると伺っております。

しかしながら、以前にも申し上げましたが、海洋深層水の利活用については、取水施設の建設費用が多額にかかるわけであります。民間の企業が当市において取り組むということになれば行政としてもいろんな形で支援はできると思いますけれども、市が事業主体となって取り組んでいくことは大変難しい環境にあるのではないかなと思います。先進事例なども踏まえて実現の可能性があるかどうかの研究、あるいは検討をしてみたいと思っております。

次に、交流施設やサービスエリア等の施設整備についてであります。交流施設ということはまちづくり交付金事業で当初計画をいたしました金浦地区における文化施設の整備を指すものではないかなと思いますが、これまで申し上げてきたように、交付金事業での取り組みを断念したところであります。このことについては、さきの会派代表者質問にもお答えしておりますが、後期基本計画の策定協議の過程の中でいろいろと協議をしていきたいと思っております。当然、市民アンケートの中でもいろいろ問うことになっていくのではないかなと思っております。

また、サービスエリアについては、日沿道の附帯施設の整備のことと思っておりますけれども、これは国が主体となって取り組むものと考えておりますので、後期基本計画における市の主要施策として位置づけするものではないと考えております。しかしながら、先ほども申し上げましたが、基本構想の部分的な見直し、そういうこともこれから検討していかなければならないと思っておりますので、その中で議論をさせていただきたいと思っております。まずは事業化区画の着実な整備促進と県境区画の早期格上げとあわせて附帯施設、このサービスエリア等についての実現に向けて関係機関へ要望活動を進めていきたいと思っております。

次に、実施計画の主たる練り直しと見直しについてでございます。

御承知のように総合発展計画の中では、計画の構成と期間を定めて、実施計画については財政計画との整合性を図りながら基本計画で示した施策の目的を達成するために必要な主要事業を具体的に示しております。その期間を3年として、その後は毎年そのときどきの社会経済情勢や市の財政状況を踏まえながら見直しをすることとしております。さきの全員協議会で平成23年度の予算編成の概要を説明しておりますが、まちづくりの基本理念、基本方針に基づき、さらには子供たちをはぐくむまち、農工一体のまち、思いやりとやさしさのあるまちなど6項目を施策の主眼に掲げて、選択と集中により限られた財源を効率かつ効果的に生かすことを視点に計画の見直しを行ったところであります。

また、原則として実施計画に掲載する事業は100万円以上のものであること、また、施設の大規模改修などは別といたしまして、通常の維持管理費などは掲載しないこととして各所管する事業の



ヒアリングを行って見直しをしたところであります。

御質問の主なる練り直し分としては、前年度は知・徳・体の調和のとれた子供の育成の基本方針のもとに、転籍型外部委託事業として学校生活サポート事業に取り組みましたが、平成 23 年度からの 3 年間については諸般の事情で直接雇用とする学校サポート事業に見直しをしております。また、平成 23 年度には緊急総合経済対策として、国においては地域活性化交付金として住民生活に光をそそぐ交付金が創設されたことから、この交付金を活用するため平成 22 年度一般会計補正予算（第 7 号）に生活サポート業務委託料を減額し、新たに教育サポート基金として積み立てをして、平成 23 年度において基金を活用して事業を行う計画としております。

見直し分の主な事業についてでございますが、大別すると継続事業と新規事業ということになります。毎年の見直しの中で前年度の実績に照らし評価を加えながら、改善や修正を行っております。そうした中で新規事業については、事業の必要性や緊急度合を勘案しながら組み入れるなどの見直しを行っているところであります。

具体的な事業を若干申し上げますれば、福祉関係では由利組合総合病院の受診用再来受付システム事業への補助金、象潟老人福祉センターの改修に向けた設計管理委託料の計上などがあります。快適な生活環境づくりでは、室沢地区排水路整備事業への取り組み、温泉保養センターはまなすの天然ガスジョエネレーション導入として、天然ガスを動力源とした発電システムの導入を計画しております。また、先般の議会で報告、または今日も一般質問ありましたけれども、ごみ処理施設の建設について、市独自で平成 28 年 4 月の稼働を目指して候補地の選定と環境調査などに取り組みをいたします。

災害に強いまちづくりについては、消防施設等の充実や地域防災対策として、防災センターに資機材の購入を進めるほかに木造住宅や地域集会施設の耐震化事業を引き続き支援をしております。

安全・安心なまちづくりでは、幹線道路網の整備や生活道路の整備を中心に、できるだけ地域要望にこたえようと緊急性や地域性を加味して整備箇所の見直しを進めております。

人と文化をはぐくむまちづくりでは、児童生徒のさらなる学力向上を図るために、理科、算数、数学の学習支援に一層の充実を努めてまいります。また、多様な学習機会の提供やスポーツ振興の拠点となる公民館、体育館などの耐震補強や改修など施設整備を図ることにしております。

それから、活力ある産業のまちづくりでは、多様な農林漁業の振興として、戦略作物生産拡大基盤整備事業としてもみ殻補助暗渠の整備を支援するほか、農業者戸別所得補償制度の円滑な実施を推進してまいります。また、ナラ枯れ防除対策事業にも取り組んでまいります。

魅力ある観光の促進として、象潟ねむの丘中核施設や温泉保養センターはまなすの大規模改修などを進めることとしております。

最後に、今後のハード事業として先ほど申し上げましたような新規に清掃センターの大型事業を計画していることから、新たな地方債の発行が必要となってまいります。このため、健全な財政運営の見通しをつけて、効率的な行財政運営の推進に努めていかなければなりません。したがって、将来の財政負担の軽減を図るために、起債の繰上償還にさらに取り組み、公債費残高の抑制に努め

ることとしております。

このように本市財政の将来見通しを立てながら、限られた財源を効率かつ効果的に活用すべく選択と集中をもって実施計画の見直しを行ったところであります。

なお、詳細については、お配りした事業実施計画のとおりでありますので、よろしく願いをいたします。

他については教育長と担当部長がお答えをいたします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、教育長。

●教育長（渡辺徹君） それでは、小出小学校・院内小学校統合等について、佐々木議員の御質問にお答えいたします。

まず、小出小学校・院内小学校統合の現時点の状況についてでございます。

平成 22 年度、現在ですが、院内小学校児童数は 174 名、学級数は特別支援学級 1 を含む 8 学級であります。小出小学校の児童数は 80 名、学級数は特別支援学級 2 を含む 8 学級となっております。平成 23 年度、来年度の児童数、学級数の予定は、院内小学校児童数は 170 名、学級数は特別支援学級 2 学級を含む 9 学級、小出小学校の児童数は 69 名、学級数は特別支援学級 2 学級を含む 8 学級となっております。このように児童数は減少してきております。統合のめどとしております平成 27 年度、小出小学校が単独校の場合は児童数が 55 名、一つの学級が複式学級になる見込みであります。

以上のような児童数の減少に伴って、学校運営面における課題が出てまいります。一つは、教育活動の充実における課題であります。どうしても教育活動が広くとれないと、子供が少ないということであります。二つ目は、子供たちの社会性の育成における課題であります。実はこの子供が少なくなると一番心配なのが、この子供の社会性の育成であります。例えばですが、友達との人間関係がうまくとれないのではないかと、固定化してしまっていて、そして違うタイプの子供とのつき合いが十分でなくなってしまう、また、多様な考えに触れることが難しい、こういうことなどが考えられます。子供たちのその切磋琢磨する機会がだんだん少なくなってくる、そういうふうに思います。これは、やはり将来子供たちが社会で自立して生きていくためには大変なマイナスの要素であると考えます。三つ目は、教職員定数における教育環境についての課題であります。四つ目は、保護者の負担にかかわる課題であります。このようなことを踏まえながら、来年度立ち上げる院内小・小出小統合検討委員会、これは仮称でありますけれども、ここでは学校教育環境について検討していきたいと、そういうふうに考えております。

なお、平成 27 年度に統合した場合、両校を統合したときの児童数は 179 名、つまり今年度の院内小学校とほぼ同じ数ということでございます。通常学級が 6 学級、特別支援学級は 1 学級の見込みであります。

次に、二つ目の小・中・高一貫校、小・中・高・大連携校を視野に入れた観点、にかほ市全小学校を考慮した観点も検討課題の一つに入れてはどうかということでございます。

院内小・小出小統合検討委員会、この仮称でありますけれども、これにおいては、小出小と院内小だけじゃなくて、このときには将来的に想定しなければならない平沢小との統合も視野に入れた検討に

なろうと思います。さらに議員御指摘のように、小・中一貫校の設置や、あるいはにかほ市全小学校を対象とした学区再編とか、また、県立高校との中・小連携なども今後の課題になるというふうに考えてございます。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（木内利雄君） 介護施設等についての御質問にお答え申し上げます。

介護保険施設である特別養護老人ホームは、現在、にかほ市内には象潟地域に蕉風苑、金浦地域には浩寿苑、仁賀保地域には楽しいわが家の3カ所がございまして、それぞれの入所定員は50人として運営されております。これらの施設は入所のほかに在宅サービスといたしましての短期入所、ショートステイや通所介護、デイサービス、また、ケアマネージャーのいる事業所として居宅介護支援事業所を併設しておりまして、これまで地域における介護サービスの中核的な施設として要介護者やその家族を支えてきてございます。このたび4月1日には四つ目の施設として、今回の御質問の特別養護老人ホーム陽光苑50床が金浦字古賀の田に開設され、同時に短期入所施設和光荘10床が併設されることになっております。

最初の御質問の陽光苑の施設整備の進捗状況でございますが、現在は施設の検査も終わりました、2月の28日には引き渡しされております。3月上旬にかけてベッドや車いす、食事テーブルなどの備品を配置して準備を進め、3月の17日から18日までの二日間は陽光苑の一般公開を行う予定となっております。職員は、生活指導員や介護職員、看護職員、介護支援専門員など正職員38名中36人が決定しておるようでございます。職員は2月21日からのための業務や実習に入っておるようで、開設に向け順調に準備を進めておるようでございます。

次に、入所方法についての御質問でございますが、陽光苑では昨年10月に案内パンフレットを作成されまして、市内各介護事業所やケアマネージャーに周知することに努めておりまして、その中から入所の相談や直接施設への問い合わせなどで、現在53名の入所申し込みがあると聞いております。2月下旬には施設において入所調整委員会を開催し、4月の入所に向けて20名ほどを入所決定する予定のようでございます。以後は介護サービスが順調に提供できることを確認しながら、5月以降に残りの30人の入所を進めていく方針のようでございます。

次に、施設整備、サービス等事業内容でございますが、施設は個室でございまして、10人ずつの5ユニットで、各ユニットに共同生活室、トイレ、個人浴槽が1カ所ずつあり、また、各階に特殊浴槽が1カ所ずつあります。また、医務室、機能訓練室など、設置基準に基づき設備されております。サービス業務内容につきましては、主には入所サービスと短期入所サービスとなりますが、その中で食事や入浴、排泄のお世話、健康管理などを行うこととなります。

次に、2番目の質問のにかほ市内の今後の介護施設の整備について、市が関連する施設整備計画はあるのか、また、民間独自の施設整備計画はあるのかという御質問でございますが、現在のところ市が関連する施設整備計画はございません。民間独自の施設整備計画につきましては、にかほ市内の一般の事業者より介護事業転換について、以前、1件の問い合わせを受けておりますが、それ以後は何も進んでいない状況となっております。今後の介護施設整備につきましては、事業者などから相談があった場合には、介護保険事業計画に基づきながら、国や県の補助金などを活用できる

ものであれば活用していただくことなどで相談に乗っていきたいと考えております。

次に、市民が最も望んでいる施設整備は何か、アンケート等で把握しておりますかという御質問でございますが、最近の調査はありませんが、第3期の介護保険事業計画策定の際の平成17年6月の調査では、住みなれた自宅で在宅サービスを利用しながら家族に介護してもらいたい人が最も多かったものの、施設では特別養護老人ホームや老人保健施設を希望する方が1割を超え、多くなっております。これから平成23年度においては、第5期の介護保険事業計画を策定することになりますので、市民にアンケート等で介護や福祉全般に関することを伺うこととなります。この中で施設整備に関することも聞いていく計画をいたしております。

次に、3番目のにかほ市内の充実している福祉施設、福祉サービスを首都圏在住のにかほ市出身者等に広く情報発信してはどうか、についての御質問でございますが、福祉関係のことに限らずにかほ市を知っていただくことは、にかほ市の発展のためにも大切なことと考えております。これからも広報などの活用やホームページの充実にも努め、また、いろいろな機会をとらえまして、福祉に限らずさまざまな情報を提供してまいりたいと考えてございます。以上であります。

●議長（佐藤文昭君） 4番佐々木弘志議員。

●4番（佐々木弘志君） すべての案件について、かなり肯定的なお答えをいただきましたので、特に言うことはないのですけれども、つけ加えますと、先ほども私の提案の中で申し上げたのですけれども、昔から長い間、地方交付税、あるいは各種交付金、国・県からの支出金等、大半を依存してきております。このことはもちろん皆さんも御案内のことと思います。また、平成21年度の事務報告書によれば、国民年金だけでも56億円受給しております。ほかにも厚生年金、あるいは各種共済年金、受給しておられる方もおられることでしょう。ひるがえって平成23年度のこのたびの予算を見れば、市税は約27億円です。いかに膨大なお金がにかほ市外の皆さんの税金で賄われていることか、まずはこのことに感謝したいと思います。そして何よりも恩返しは、自主自立することであると思うのです。今からでもおそくないと思います。百年の計を立てて、一步一步自立への道を歩むことが夢あるまち実現になることではないでしょうか。市長、この件についてもう一度お尋ねします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 先ほどの3点については、今後の基本計画策定段階の中で議論させていただきますが、自主自立、もったいなお話でございます。ですが、ですが今、地方公共団体を取り巻く環境というのは、全く先行きが見えません。今の国の政権政党も、これがどう変わっていくのか、変わればまた方針も変わっていくでしょうし、そうしたこともしっかり見きわめをしながら将来に向けた計画を立てていかなければならないと思います。ただ、どういう形であっても、今、佐々木議員からお話のように、我々の市民から納税していただいている税27億円、いろいろ自主財源、いろんなものを含めても3割に、平成23年度の予算も3割に届かないわけでありまして。ですから、これが7割の部分、7割がすべて国からの地方交付税とかそういうものには限りませんけれども、これまでも申し上げてまいりましたけれども、こうしたものは恐らく相当減っていくのだらうと思います。そうした中でにかほ市が将来に向けて発展するためにどうしたらいいのか、あ

るいは市民福祉を向上させるためにどうしたらいいのか、これまで以上に創意工夫をしながら、あるいは議員の皆さんからもいろいろ御意見を伺いながら一生懸命取り組んでまいりたいと思っております。

●議長（佐藤文昭君） 4番佐々木弘志議員。

●4番（佐々木弘志君）きのう、由利本荘市出身のある起業創立者のCDを聴いたところですが、海洋深層水についてその方と生前いろいろお話をしたことがありました。まずは春夏秋冬のない灰色の空しかないシベリアで大変御苦労なされた方でした。その方も私の話に本当に温和に、慈しむようにお話してくれました。自分も海洋深層水を今買っているんですよと、そういうようなお話でした。大変感動したところでございます。こういう関心を持っている人が結構おられると思います。ぜひこれがかほ市の再生と言ったら大変語弊ありますけれども、新生といいましょうか、新しくこの先ほど言ったとおり、やはり7割以上もですねほかの人の税で食べさせてもらうということじゃなく、一步でも二歩でも自分たちで食べられるようにやっていく、それも一つのね、子供たちに対する大きい夢ではないかと思っております。そういうことも申し上げて質問を終わらせていただきます。

●議長（佐藤文昭君）これで4番佐々木弘志議員の一般質問を終わります。

昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

●議長（佐藤文昭君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番奥山収三議員の一般質問を許します。3番奥山収三議員。

【3番（奥山収三君）登壇】

●3番（奥山収三君）3番奥山です。

私のほうからは、ごく身近な点2点ほど質問したいと思います。

最初に、にかほ市の街路灯の照度について質問をいたします。

旧3町の街路灯は市街地では旧町当時のそれぞれ特徴のあるデザインで設置されております。例えば、旧象潟町ではねむの花をデザインしておりますし、旧金浦町ではいかりに船をあしらったようなそういうデザインで、非常に個性的な街路灯が設置されております。しかし、市街地を外れるとその趣は一変し、街路灯の設置箇所も大分少なく寂しいものです。

先月、幾つかの集落の方々から街路灯の数はともかくとして、もっと明るい電灯に替えられないものだろうかというような内容の声が二、三届いております。私自身、前から懸念しておったんですが、雪のないときに一度回ってみました。それと同時に雪が降ってからも回ってみました。雪のないときは非常にやはり暗いです。それと同時に、逆に雪のある場合は、もちろんこれは雪に反射してでしょうけれども非常に明るく感じるというか、全く雪があるときとないときでは明るさが違

ってきます。ある集落では、こんな暗い状態では、もしかしたら犯罪につながるような事態すら生じてもおかしくないと思われるような箇所が数箇所ありました。街路灯の設置箇所、または市街地は別として、現在よりも照度の高いLED等の器具に替えるような計画はないのでしょうか。それを一つ質問したいと思います。これは予算的なこともあると思われますので、例えば試験的にやってみる、そういうことも考えられると思いますので、この件につき簡単な明瞭な返事で結構ですのでお願いします。

それともう一つは、介護認定についてです。

先日、秋田市で発生しました介護認定審査会を開かずに独断で認定を行っていた問題が大きく報道されております。また、その結果についても大分要介護度が変わったというような話も聞いていますが、いずれにしても当にかほ市の状態を下記2点につき質問いたします。

まず1点目は、当にかほ市の介護認定審査会は、その都度きちんと開かれているものなのかどうか。

2点目は、介護認定審査会は、どのような構成により行われているのかお願いします。また、どのような経路で開かれているのかにつきましては、私のほうでも多少調べて、また報道関係にも載っておりましたので、この件については割愛していただいて結構です。よろしくお願いします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは奥山議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、街路灯についての質問に答えて、介護保険関係については担当の部長がお答えをいたします。

現在、にかほ市内には防犯街灯が4,000基ほどございます。市街地以外では40ワットの水銀灯の設置が多くなっております。こうした水銀灯が老朽化をして故障した場合には、器具も含めてすべてを交換した場合の費用は大体4万9,500円ほどかかります。一方、御質問のLEDに替えた場合、電球の寿命は水銀灯と比較して6.7倍ほどございますが、水銀灯と同レベルの照度を持つLEDに替えた場合、試算で1基当たり大体10万8,500円ほどの費用がかかると見込んでおります。

また、消費電力については、LEDは少ないわけございまして、電気料で水銀灯が大体1基当たり月276円に対してLEDはその半額約138円と見込んでおります。

こうした条件をもとにして水銀灯の途中での交換、そうしたことを含めて、あるいは電気代を含めてLEDと水銀灯の耐用年数である9年で試算してみますと、水銀灯が約10万4,300円、LEDは12万3,400円の試算となりまして、その差は1万9,100円ほどになります。さらに、このLEDの照度を上げた場合については、またその費用は高くなります。したがって、現段階では防犯灯のLED化と申しますか、すべてを交換するというふうな考えは持っておりませんが、ただ、LEDはこれから相当普及が進んでくるのではないかなと思っております。そうなりますと器具の単価も相当落ちてくるのが予想されますので、市全体のCO<sub>2</sub>削減効果を高めるためにも、今後はLEDの価格動向を見ながら交換については検討を進めてまいりたいと思っております。

御質問の試験的に実施されてはどうかということでございますが、それについてはちょっと検討

をさせていただきたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（木内利雄君） 介護認定の御質問にお答えさせていただきます。

始めに、介護認定審査会は介護保険法第 14 条の規定によりまして、保険者、にかほ市と由利本荘市の場合は本荘由利広域市町村圏組合を設立しておりますので、ここで設置することになっております。制令で定める基準に従いまして、本荘由利広域市町村圏組合介護保険条例に定められておりまして、認定に係る審査及び判定を行う保険者の附属機関として設置されております。保険者は当該申請に係る被保険者の心身の状況などの調査の結果や主治医の意見書を持って認定審査会に通知いたします。65 歳以上の第 1 号被保険者につきましては、要介護状態に該当すること及びその該当する要介護状態区分、40 歳から 65 歳未満の第 2 号被保険者につきましては、要介護状態に該当すること及びその該当する要介護状態区分及びその要介護状態の原因である身体上または精神上の障害が特定疾病によって生じたものであることに関しまして、審査及び判定を求めるものでございます。保険者は、認定審査会の審査及び判定の結果に基づきまして認定を行い、その結果を被保険者に通知することとなっております。

当にかほ市の介護認定審査会は、その都度きちんと開かれているのかとの御質問でございますが、保険者である本荘由利広域市町村圏組合におきましては、1 週間 3 回、月・水・金の割合で定期的にその都度きちんと開催をいたしております。平成 22 年度は 1 月末までに 141 回、6,128 件を審査いたしております。なお、要介護認定件数が多い場合は、一日に 2 回開催することで対応などしております。認定審査会は、平成 22 年度は平成 21 年度と同数の 153 回を見込んでおりましたが、介護認定件数が大幅に上回ったために広域の 12 月補正予算で 22 回分 182 万 5,000 円を増額補正いたしておるところでございます。

次に、介護認定審査会は、どのような構成により、どのような経路で開かれるのかとの御質問でございますが、構成につきましては介護保険法第 14 条から第 17 条の規定に基づきまして、要介護者等の保険保健師等、医療医師など及び社会福祉士などに関する学識経験を有する委員 104 人による 7 合議体から成り立っております。各合議体の認定審査を構成する委員定数は 5 人以内と定められています。現在は 1 回につき 4 人の委員で審査を行っております。認定までの流れについてでございますが、被保険者からの申請を受けると市の職員や委託を受けた介護支援事業所のケアマネージャーなどが自宅などを訪問し、心身の状況等を調査、認定調査するとともに、当該被保険者の主治医からは意見書を提出していただきます。このように準備が整えば、介護保険認定審査会に認定審査などに基づく一次判定結果と主治医意見書などを通知いたしまして審査判定を依頼することになります。保険者は介護認定審査会の審査、判定結果、あるいは二次判定、これに従い認定を行いまして、被保険者に認定結果を通知する流れになってございます。なお、調査などの審査判定に当たっては、公平性と客観性の観点から、全国一律の基準が用いられているものでございます。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 3 番奥山収三議員。

●3 番（奥山収三君） まず、この街路灯につきましては、前向きに検討していただくというよう

なことを今お話されましたので、まずよろしくその点御検討ください。

それと参考的に申し上げたいのですが、カーブのところ、もしくはその街路灯と街路灯の距離が非常に長いところがありまして、やはりどうしても暗いということが私の調べる範囲では四、五ヵ所ありました。そういうところについては、これは先ほど市長さんの答弁にもありましたけれども、1基18万円もするんだというようなことをちょっとおっしゃっていましたが、試験的にもですね例えば街路灯を新規設置するというのじゃなくして、そういうどうしても距離の遠いようなところ、光源が、光が何か非常に届きにくいような箇所だけでも試しにやってみると、試験的にもやってみるという方法もあるのではないかなと、そういうように私は考えております。

それともう一つ参考的な話なのですが、今現在そのついている街路灯でも日中、つきっぱなしのところ为数箇所あるんですね。それで、これはどうもセンサーがおかしくなって、その明るさを感知するセンサーがおかしくなっているのではないかなとは思いますが、日中回ってみれば数箇所そういう箇所があります。ですから、そういうものも含めましてですね、この予算の中には防犯街路灯点検委託料というのがのっていますので、そういうその委託される方に、その点も重々含めて委託されたいかなとそう思っておりますので、その点御検討ください。

それから、今の介護認定につきましては、説明されまして、一応順調に、何ら問題なく一応審査会は開かれているのだということを知りまして安心した次第ですけれども、この件に関しても実を言いますとちょっとうちのほうにある方から、どうも介護認定受けてもなかなか—— どういうんでしょう、審査会だかにかからないようなことをちょっと話された方がおったので今回の質問にいたったわけですけれども、極力そういう落ち度のないように、ひとつ今後とも審議会のほうは運営されていくよう、私のほうからも要望して質問を終わります。

●議長（佐藤文昭君） これで3番奥山収三議員の一般質問を終わります。

次に、1番伊東温子議員の一般質問を許します。1番伊東温子議員。

【1番（伊東温子君）登壇】

●1番（伊東温子君） 1番伊東温子です。最後の質問になりますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

学校給食における食育と栄養教諭制度についてお伺いします。

社会情勢の変化に伴い、子供たちを取り巻く食環境は厳しくなっています。朝食欠食、孤食、肥満及び痩身傾向の割合の増加、食の外部化率の上昇等いろいろな問題が浮上しています。平成17年、食育基本法の制定を受けて学校に食育の推進の中核的役割を担う栄養教諭の配置が開始されました。子供たちが、いつでもどこでも食べ物を購入し、食べることができるようになりましたが、子供自身が正しく食を判断できなければ、その便利な食環境は確実に悪影響をもたらすものとなります。事実、健康問題を抱えた子供が増えています。また、平成21年、学校給食法の改正では、学校給食が児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、食に関する正しい理解と適切な判断力を担うために学校給食及び食の指導と学校給食を生きた教材として活用した食育の推進が規定されました。学校給食法が昭和29年に制定されてから、この平成21年の改正では、今までにない大きな改正となりました。



そこでお伺いいたします。にかほ市は学校給食法の改正の施行と同時に ―― 平成 21 年 4 月 1 日、平沢小学校に栄養教諭を配置しています。同法には食育の推進が明記されていますが、その目標達成のために学校全体でどのような取り組みが行われましたか。また、その成果はどうでしたか、お伺いします。

同年 5 月 21 日に配置された栄養教諭に対し、院内小学校、小出小学校、仁賀保中学校への兼務命令が出されております。どのような内容で、どのように実施されたかお伺いいたします。

次に ―― ここもちょっと誤りでした。「本年度」とありますけれども「新年度」に訂正してください。新年度実施予定の新学習指導要領にも食育の推進がうたわれています。にかほ市の今後の対応をお伺いいたします。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは伊東議員の御質問にお答えしますが、この質問については教育長から答弁させます。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、教育長。

●教育長（渡辺徹君） それでは、伊東議員の御質問にお答えいたします。

まず、栄養教諭制度の趣旨であります。食生活を取り巻く社会環境が大きく変化し、食生活の多様化が進む中で朝食を摂らない子供の食生活の乱れが指摘されております。このことを背景にして、子供が将来にわたって健康に生活していけるよう、栄養や食事の取り方などについて正しい知識に基づいてみずから判断し、食をコントロールしていく食の自己管理能力、あるいは望ましい食習慣、これを子供たちに身につけさせることを目的に行われるものであります。そのために食に関する学校での指導の推進に中核的な役割を担う栄養教諭を配置するというものであります。これは平成 17 年度からの施行でございます。

また、栄養教諭の職務は、教育に関する資質と栄養に関する専門性を併せ持つ職員として、学校給食を生きた教材として活用した効果的な指導をすることです。具体的には二つございまして、食に関する指導、それから学校給食の管理、この二つでございます。

まず、食に関する指導につきましては、肥満、偏食、食物アレルギーなどの児童生徒に対する個別指導を行う。学級活動、教科指導、学校行事等の時間に学級担任等と連携して集団的な食に関する指導を行う。ほかの教職員や家庭、地域と連携した食に関する指導を推進するための連絡調整を行う。これが食に関する指導であります。

二つ目の学校給食の管理については、栄養管理、衛生管理、検食、物資管理等を行うことになっております。

さて、質問の平成 21 年度、平沢小学校において学校全体でどのような取り組みが行われ、その成果はどうであったかということでございます。

先ほどお話しした食に関する指導の内容についてですが、平沢小学校では平成 21 年度から栄養教諭が配置されまして、食に関する全体指導に基づきさまざまな活動が行われております。学級活動でのお箸を上手に持とう、集会活動での食べ物の働きを知ろう、縦割り活動での楽しく会食をしよ

うなどの全校的な取り組みや1年生学級活動、給食楽しみだね、2年生生活科、野菜パーティーを開こう、5年生総合的な学習の時間、田んぼから広がる世界、6年生家庭科の時間、朝食に合うおかずを考えようなど、学年ごと、教科等と連携した学習が行われました。栄養教諭は学級担任と連携しながら、これらの学習活動が充実したものになるよう、実際に児童の指導を行ったり教師へのアドバイスをしたりしております。また、日々の給食の時間には昼の放送を通して給食指導、学級訪問における給食指導を行い、食事のマナーや偏食に対する指導を行っております。

学校給食の管理については三つほど行っておりまして、学校給食における栄養量や食品構成に配慮した献立の作成、学校給食の調理、配食及び施設管理の方法、使用方法等に関する調理員への指導、助言、さらに施設設備の衛生や食品衛生の適正を期すための日常の点検及び指導、これを行っております。平成21年度は、仁賀保地区4校の学校給食事務の一本化に向けて、献立作成や地産地消を重視した食材の発注、新たな会計施設の準備など新体制を整えるための準備に中心となって取り組んでおります。

その成果としては、一つは食に関する指導計画の策定ができたということ。二つ目は、学級担任とのTTによる——ティームティーチングによる食育の学習や理科や家庭科などの教科での指導で専門的な助言ができた。三つ目は、学校給食における衛生管理において、専門的な知識や能力を生かした取り組みなどの充実を図ることができた。また、各校の求めに応じて食育に関する資料を作成したり給食指導や食に関する行事での講話を行ったりしております。

次に、平成21年5月21日に栄養教諭に院内小学校、小出小学校、仁賀保中学校への兼務発令が出されているが、どのような内容で、どのように実施されたのかということでもあります。

兼務発令については三つ内容がございまして、栄養教諭の専門的な能力を配置校のみならず地区の子供たちの食の指導へも広く生かす。二つ目は、地区の学校給食事務の一本化を図っていく中で、円滑な学校給食の実施に向けて、これまで以上に連携の充実を図る。三つ目は、給食設備や環境の整備、調理器具、食器等の安全管理、衛生管理の指導など、専門的な事項に関しての栄養教諭の指導、助言の機会を多く設ける、であります。この三つの兼務校での勤務時間は、この総数が平成21年度、平成22年度、ともに30数時間との報告を受けております。主な実施内容は、指導者として、ゲストティーチャーとして、院内小学校の1年生と保護者の試食会や特別活動での望ましい食生活のあり方指導、小出小学校の郷土の食文化への理解を深めることを目的としただまこ汁づくり、仁賀保中学校の家庭科での必要な栄養素を満たす献立づくりなどがございます。

最後に、にかほ市の今後の対応についてであります。

全国学力学習状況調査の結果において、秋田県の子供たちの結果がすぐれたものとなっている一つの要因に、早寝早起き朝御飯と言われるように生活習慣や食習慣が整っていることが挙げられております。これはにかほ市の児童生徒にも言えることでもあります。

今後も望ましい食習慣の確立のために、栄養教諭の職務の充実を図りたいと考えております。まず、食に関する指導の面では、食に対する知識、技能の定着に向けて、学校で作成している食に関する全体計画に基づく取り組みが充実したものになるように、学校からの要望にこたえていきたいと考えております。

次に、学校給食の管理の面では、各学校との連携を密にすることに努めて、給食設備や環境の整備、調理器具、食器等の安全管理、衛生管理について指導、助言の機会を増やして、教職員や調理員等の食に関する資質を高めることができるようにしたいと、そういうふうに思います。そのためにも引き続き栄養教諭の配置を県教育委員会に働きかけたいと思っております。また、同時に学校給食事務を行うための学校栄養職員、この加配を求め、栄養教諭が食育の指導に専念できるようにしたいと、そういうふうに思います。こういうふうにして、にかほ市の小・中学校 10 校への計画的な訪問をしたり、あるいは学校の要請に応じる指導ができるような、そういう体制づくりをしていきたいと思っております。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 1 番伊東温子議員。

●1 番（伊東温子君） 今、御説明ありがとうございます。昨年度でしたか、教育委員会の学校課長さんのほうから資料をいただいております。その資料を拝見して少し驚きました。というのは、先ほど 30 時間とかおっしゃいましたけれども、普通ですとね栄養教諭の場合は 120 時間、学習指導に当たる、その他の指導もそれ以外にあります。それで、隣の由利本荘市のあたりですと、何と 200 回に満たない給食のその日にちに対して 700 時間という膨大な学習指導が行われています。なぜにかほ市の場合は、例えば平成 21 年度に関しては自校で、平沢小学校で 20 時間、これは多分授業数だけではないと思うんです。ほかの指導も入れての 20 時間だと思われます。それで、平成 22 年にわたりますと、12 月 21 日の資料なので、それまでに 45 時間、その後 3 学期にどのくらい行われたかは存じませんが、かなり少ないと思われます。このことに関してひとつ伺います。なぜこのように少ないのか。

それからもう一つ、兼務命令のことですけれども、兼務が発令されていますけれども栄養教諭に対する兼務発令は、にかほ市全部の小・中学校に対する兼務であるべきだと思います。それがどんなに大変なことであっても、自校でこのくらいの授業数であれば、できないことはないと思います。にかほ市は給食の形式がですね、方式というんでしょうか、ばらばらなんです。合併してまだ 5 年ということで、一斉にはセンター方式であろうが共同調理場であろうが、単独調理場であろうが、統一することは時間的に無理だと思います。財政的にも大変なものがあると思います。ただ、平沢地区は自校方式なんです。自校方式というのは学校の中に調理場があるんです。その中でつくられたもの、顔の見える栄養士、顔の見える調理員がつくった、温かくておいしい御飯を、途中でおいをかきながら、それで温かいままで出されます。その調理法もセンター方式の調理を行ってから 2 時間以内に食さなければいけないという規則もありませんので、かなり余裕のある調理法となると思います。象潟はセンター方式です。それからまた、金浦中学校は小学校と一緒に共同調理場であります。こういう、とてもばらばらな給食の方式の中で子供たちの給食が行われています。せめて食育ですね、このことに関しては公平に、できれば公平な機会を、全く平等にしろとは言いません。難しいことですから。栄養教諭というのは平沢小学校であれば平沢小学校の教諭であるので、その他のものは隣の学校に対してはその余力というんでしょうか、要請に応じて行くわけですから、平等にはと言いませんけれども公平な機会を与えてもらいたいと思います。この兼務の命令はとても納得がいきません。

それから、ここの兼務のことに関係しますけれども、例えば食の管理とか衛生管理、そういうものであれば、栄養士でもよろしいのではないのでしょうか。栄養士に兼務すればいいと思います。というのは、栄養教諭と栄養士では、栄養職員では、全く職域が違いますから、先ほど教育長もおっしゃったように、栄養職員の場合は学校給食の栄養に関する専門的事項を司るとあります。栄養教諭の場合は、児童の栄養の指導及び管理を司るとあります。そしてまた今回の改定においては、栄養教諭は学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとする。地域の地場産物を学校給食に活用して、それを生きた教材として食育をするという、こういう役目であります。

それからもう一つ、今後のことです。これからまた統合になる学校もありますし、先ほどの質問もそういうものもありましたけれども、今、秋田県では栄養教諭は 21 名だと思います。にかほ市に 1 名、とても恵まれているのは加配という栄養職員がついていることです。栄養職員をにかほ市で学校に配置していただくだけでも大変なことであると思います。というのは、栄養職員の場合は 550 人以上の調理場に配置されるものと国では規定しています。550 人以上の学校はありません。その中に平沢小学校には栄養教諭と加配の栄養職員、金浦中学校には共同調理場に栄養職員、そして象潟の給食センターには、そこにも一人栄養職員がいます。とても恵まれてはいるのです。だから、この恵まれたその人員の中で、もう少し食育に関して、もっと深めたそういう指導が行われるべきではないかと思うのであります。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、学校教育課長。

●学校教育課長（佐藤清和君） 幾つか質問がございましたけれども、それに答えさせていただきたいと思います。

まず、時数のことが出ました。30 数時間というのが時数であります。先ほど教育長が述べました 30 数時間というのは、三つの学校の総計であります。平沢小学校の分は入ってございません。さらに、平沢小学校の—— 何ていうんですか食の指導にかかわる時数が少ないのではないのかというふうな御質問がございましたけれども、平成 21 年度の報告では子供たちへの指導ということで 20 時間というふうにして報告を受けておりました。先ほど新山小学校の何百時間、何十時間というふうなお話でしたが、新山小学校の校長先生がおっしゃるには、まず 25 だか 6 だかの学級数があるわけですが、この中に年間 1 回ぐらいずつは栄養教諭の先生が入って教科でありますとか、あるいは特別活動でありますとか、そういう中で指導をしているということでした。そういう面から見ても平沢小学校の場合は学級が 13 ぐらいでしょうか、12 でしたでしょうか、ですから食に対するその指導ということで学級に入っていくという形の時数については決して少ないというふうには感じてございませんでした。あと、何百時間というのは毎日毎日の仕事の分を、栄養教諭の方の先ほどというような仕事が、給食の管理もあったわけですが、これを含めたものをおっしゃっているのではないのかなというふうに思っております。

それから、兼務の発令のことに二つ目に御質問があったと思いますが、栄養教諭は県費負担、教職員であります。ですからこの任命については県のほうで行うと。市のほうでどこその学校にというふうなことではございません。先ほどお話をございましたように、昨年度は 21 名の栄養教諭の方が全県の中に配置をされているというふうなことでした。わけは先ほどから言

われているように食の指導と学校給食の管理、ここの充実のための配置だと思います。

そこで、兼任と言ったほうがいいのかもかもしれませんけれども、これは実は要望する学校があつて初めて兼任というふうな形になります。要するに、平沢小学校の栄養教諭の先生は平沢小学校以外の三つの学校、院内小学校、小出小学校、仁賀保中学校でありますけれども、この校長先生、学校からぜひ兼務の依頼を、申請をしたいということの中から兼務発令をしていただいたものであります。その大きな理由といたしましては、これも先ほど述べましたけれども、昨年度より給食の一本化というふうなことに取り組んでおりました。ですから、どうしても各学校では食の指導はもとよりですが、子供たちの食の指導はもとよりですが、学校給食の実際において、この方の御指導をいただきたいというふうなことであります。それは、栄養教諭が配置される前の年から、そのときは学校栄養士というふうな形でございましたけれども、この方に派遣の依頼をして給食室においてをいただいて調理員の方たちに指導していただくというふうなことでございました。昨年、それから今年度も同じように、特に昨年の場合は学校給食の管理という部分をどうしてもしていただきたいということの中から各校からの兼務発令の申請がありました。それに基づいて市教育委員会のほうでは県のほうに働きかけをいたしまして受理していただいたというふうな経緯でございます。

それから、学校給食の管理であれば栄養士でもよいのではないかというふうなことでございました。そのとおりだと思います。必ずしも栄養教諭でなくても、実際に栄養教諭のいない学校もございます。そういうところでそうすればどのようにして食にかかわる指導を行っているかという、例えば学級担任、それから養護教諭、もしくは近くの学校栄養士をお願いして実際に自分たちで計画している食にかかわる全体計画に基づいて授業を進めているというふうなのが実態であります。そういう中に栄養教諭の先生がいらっしゃるということは、大変いろんな意味で助かるというふうなことになっていくだろうと思いますけれども、より充実した形で子供たちにいろいろな環境を整え、知識や技能を与えていくという場合には、専門的なものを持ち合わせていらっしゃる栄養教諭の方がよりよいことはそのとおりだと思います。

それから、あとは——一応質問にお答えさせていただきました。以上であります。

●議長（佐藤文昭君） 1番伊東温子議員。

●1番（伊東温子君） 兼務のことは、まあ分かりましたけれども、ただ、兼務でお願いした学校に直接的に調理場には来ていただけなかったという話もちょっとお聞きしています。というのは、単独調理場が平沢小学校のほかに院内小学校、小出小学校、あとは仁賀保中学校とあります。ここには栄養職員はいないんですね。調理場を持ちながら、そういう例はいっぱいありますけれども、そこでのやはり衛生管理とか、いろんな業務上の相談とか、やはりやられている方は、ぜひいらしていただきたいということもあると思います。そういうときに前の栄養職員さんのときは来ていただいたけれどもという話もちょっと伺ったので、その辺のこともお伺いしたいと思いますし、あとは一本化と申しまして地区の一本化ということを教育長も言われましたけれども、何地区の一本化で、それではか市全体としての取り組みは、ビジョンというか、絶対こういうふうな食育をやっていくとか、給食はこういう方式でやっていきたいという——方式だけでなく理念っ

というんでしょうかね、こんなに大切な——「食」って「人」を「良」くするって書くんです。それをはぐくむのが食育だと聞きました。そして、時代背景でこんなに大切な、それこそ今の新学習指導要領の中にある生きる力を養うための本当に根源的な問題だと思います。そこで、どういう考え方を持って、どのように進めていくのか、一本化とはどういうふうにしていくつもりであるのか、お聞きしたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、教育長。

●教育長（渡辺徹君） 先ほど最後のところでお話したのですが、兼務発令をしたとしても、そのほかの学校に行けないことはないのです。ですから、私今考えているのは、先ほどお話ししたにかほ市の小・中学校 10 校へ、そこにその計画的に訪問したり、あるいは要望に応じて要請訪問したりと、そういうことをこれからはやっていかなきゃならないと、それがこれからの方向性です。

それから、その共同調理場等の話なんです、実は共同調理場は、象潟地区、金浦地区は共同調理場なんです。仁賀保地区は今、単独調理場、すべての小・中学校が単独に調理をしていると、そういう状況になっています。これを今、仁賀保地区を同じような形に共同調理場にするのは、それはなかなか難しい状況です。どちらがいいのかというのは、いろいろ議論が分かれるところでして、今少なくともこの今の状況が続けながら、今後、単独調理場、共同調理場についての何がいいのか、メリットが何か、デメリットが何か、こんなところを検討していかなきゃならないかなと、そんなふうにも今思っています。ちなみに仁賀保地区は、今年度から初めてその一括の——共同調理場であればすべて一括でいろんな品物を納めてもらうわけですが、今まではみんな仁賀保地区は各小学校、中学校が野菜でも何でも別々に頼んでいたわけですね。それを今年度からは一つの平沢小学校の栄養職員を窓口にして、一括して頼むようにしてつくっていると、メニューというか献立もそういうふうにして、そういう状況で今進んでおります。

●議長（佐藤文昭君） 1 番伊東温子議員。

●1 番（伊東温子君） どうぞこれからにかほ市の子供たちが健全に育つように、高いビジョンを掲げてやっていってほしいと思います。

もう一つお願いします。今回の食育と、それから新学習指導要領の中に地場産物の活用というものがああります。もともとこの食育の制度が、基本法ができたのは、小泉内閣のときでありまして、農林水産省の自国における食料の自給率を向上させるための施策の一つだったのです。今ここで食育に関係しながら地場産物の活用ということをやっています。各地の取り組みもいろいろありまして、例えば山形県の藤島市という明治 22 年に学校給食を行った鶴岡市の隣なんですけれども、藤島市は、何と地場産物の供給量が、米は 100%、野菜は 70 から 80 です。にかほ市はいかほどなものでしょうか。こういうこの食育の取り組みと同時に藤島市でも二度も挫折しながら農政部と一緒に学校給食への——何というでしょう、資材を獲得する——産地の人たち、生産者ですね。生産者と行政と学校と栄養職員、調理員を巻き込んで、すさまじい取り組みでやっているわけです。そういう取り組みの中で、半端でない取り組みをしたところは成功しています。これからも、今、どのくらいのパーセンテージなのか、それから、これからどのようにそれに取り組んでいくのか、それをちょっとお伺いしたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、教育長。

●教育長（渡辺徹君） その地産地消のパーセントは、私は今ここに資料は持っておりません。地産地消については、私どもは積極的に今、進める方向でやっております。例えば象潟の共同調理場、金浦の共同調理場でも、地域のその生産者と連携をして、そして納めてもらおうと。仁賀保でも一つの窓口をつくって、そこから納めてもらおうと、そういうふうにして地元の食材を積極的に学校に導入しようと、こういう方向で今動いております。

ただ、何でもかんでもですね、なかなかできないんですよ。例えば、今の時期には野菜はそんなに採れないですから、そうするとその場合にはほかのところから取り入れるしかないですよ。いっぱい地域で物が採れるときには、それは積極的にもう学校に導入しましょうと、そういうふうな方向で地元のもののできるだけ多くそういうふうに学校の給食に出したいと、そういうふうなことであれば子供たちも今日の給食はジャガイモだった、どこどこ産地の誰々君の家のジャガイモきてるよとかという、そういうやはり励みにもなるんですね、子供たちの給食活動についてですね。そういうことは積極的にやっていきたいと、そういうふう考えています。

●議長（佐藤文昭君） 1番伊東温子議員。

●1番（伊東温子君） ありがとうございます。ただ、地場産物を取り入れるには――。

●議長（佐藤文昭君） 学校教育課長。

●学校教育課長（佐藤清和君） 先ほどの地産地消のことについてデータがあるのでしょうかというふうな質問でございましたけれども、これはちょっと古いのですが平成20年度です。48.3%というふうになっております。にかほ市です。全県でのこのときの使用率は28.2%ということでした。50%を超えるところは三つ、四つぐらいしか全県でないわけで、その面から見れば平成20年度ではありますが非常に高い位置ににかほ市はございました。昨年データはございませんけれども、同じように地産地消につきましては取り組みのほうを進めているというふうな状況であります。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 1番伊東温子議員。

●1番（伊東温子君） ありがとうございます。地場産物への取り組み、大変なものがあると思いますけれども、いろんな考えのもとでしっかり組んで、生産者なり皆さんでスクラムを組むことによって実現していただきたいと思います。終わります。

●議長（佐藤文昭君） これで1番伊東温子議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

大変御苦労さまでございます。

午後1時59分 散会

